

ソーシャルワークにおける介入とクライアントの行為の変容 —局所的なコンテキストとしての「世界」に焦点を当てた支援—

田嶋 英行*・山 昌幸**

ソーシャルワークは、クライアントのウェルビーイング（wellbeing）を追求していくのであるが、このビーイング（being）とはそもそも、人びとが存在している、ということの意味している。人びとは、実存として存在しつつ、かつ「世界＝内＝存在」として、「世界」のうちに存在している。ただしこの「世界」とは、「局所的なコンテキスト」ともいえるものであり、または「他の人々と共有している文化的・制度的環境」ともいい得るものである。この「世界」には、すでに、さまざまな価値観が埋め込まれているのであり、ソーシャルワーク専門職がクライアントとその生活に介入していく際には、ソーシャルワーク専門職自身がその「局所的なコンテキスト」としての「世界」を構成する一員となり、さらにクライアント自身が自らのウェルビーイングを追求し得るものに組み替えていく必要がある。ここでは高齢者領域のソーシャルワーク実践での具体的な事例の検討を通し、ソーシャルワーク専門職による介入がクライアントの「世界」や、延いてはその価値観にどのように影響を及ぼし、さらにそれによって、彼女らの行為自体が、どのように変容していくのか論じていく。

Key Words：実存、「世界＝内＝存在」、局所的なコンテキスト、価値観、行為

1. はじめに

ソーシャルワークを展開するソーシャルワーク専門職は、当然のことながら、ある一定の専門性をもとに自らの職務を遂行していく専門職の1つであり、そしてそれは、ある特定の価値や価値観、さらには倫理にもとづいておこなわれることになる。どのような分野であっても、ソーシャルワーク専門職として仕事をしていく限り、その実践は、自分にはしか理解できない固有の信念のもとづくものであってはならない、のである。なおここでいう価値とは、すなわち、認められるべき絶対的な性質のことであり、さらに価値観とは、

その価値をもとに、何が大事で何がそうでないかという判断をおこなうこと、を意味している。われわれはこの価値観によって、自身の行為の方向性を定めていくことになる。まさに価値観こそが、われわれ自身の行為のあり方を決めていく、と考えられるのである。なおここでいう「行為」とは、すなわち、人間が目的をもって意識的におこなう社会的なおこないのことであり、そしてそれは、外部から観察可能な人間や動物の反応としての「行動」とは、異なるものである。

ソーシャルワークの価値や価値観、そして倫理といったことについて考えていく場合、まず参照することが求められるのは、ソーシャルワーク専門職の「定義」である。2014年7月に、国際ソー

* 人間学部人間福祉学科

** 特別養護老人ホーム浅草

シャルワーカー連盟（IFSW）と国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）が、以下のようなソーシャルワーク専門職のグローバル定義を採択している。なお日本語訳は、日本社会福祉教育学校連盟および社会福祉専門職団体協議会によって、つぎのようにおこなわれている。

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。」

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

ソーシャルワークはこのように、上記のような原理や知をもとに、人びとや構造に働きかけをおこなうことによって、社会変革や社会開発、社会的結束、人びとのエンパワメントと解放を促進する専門職もしくは学問である、とされている。さらにその働きかけの目的は、生活課題に取り組んでいくことによって、人びとのウェルビーイングを高めることにある。なおここでのウェルビーイングは、一般的には、安寧や幸福または福祉といったことを意味するが、ソーシャルワークの価値や倫理、さらには介入といったことについて考えていく場合には、それこそがまさにキーワードとなってくる。

ウェルビーイングはそもそも wellbeing と表記するが、この being は、人びとが存在していること、を意味している。つまりそれは、人びとがよりよい（well）状態にあること（being）を表現しているのであり、したがってソーシャルワークの目的は、究極的には、人びとがこのような状態にあるようになることを促すことにある、と考えられるのである。それでは人間は、そもそも、どのよう

に存在しているのだろうか¹⁾。

よくよく考えてみるならば、われわれはみな、気づいた時には、すでにこの世に存在していた。生まれてくるとき、誰ひとりとして、自ら「生まれよう」という意思（意志）をもって誕生した人はいないのであり、その意味でわれわれは、みな、この世に投げ込まれている、ともいえることになる。Martin Heidegger によれば、われわれは「世界 = 内 = 存在（In-der-Welt-sein）」として、世界のうちにある存在であり、そしてそれは被投性（Geworfenheit）という性格を帯びているという。現存在（人間）は、「おのれの現でありながら、その現を自ら創造したわけでもなく、その現へといわば受動的に投げ入れられている」（寺邑 1980：105）のである。ただしここでの「世界」は、「他の人々と共有している文化的・制度的環境」（門脇 2008：56）と規定し得るものである。なおここでの制度とは、「例えば『政治制度』や『教育制度』というように、通常、様々な領域における社会的実践を可能にし、また規定している〈しくみ〉」（多賀 2008：i）というよりは、むしろ「私たちの思考や実践を可能にしつつ、その形態を規定している枠組み」（多賀 2008：i）として、より広義にとらえていくべきものであろう。

ところでさきに確認したように、ソーシャルワークは、ある特定の価値や価値観、さらには倫理にもとづいておこなわれることになる。なおここでの価値とは、すなわち、認められるべき絶対的な性質のことであり、さらに価値観とは、その価値をもとに、何が大事で何がそうでないかという判断をおこなうこと、を意味しているのであった。われわれはこの価値観によって、自身の行為の方向性を定めていくことになる。そしてここでの行為とは、人間が目的をもって意識的におこなう社会的なおこない、のことであった。

われわれが被投的存在として、「他の人々と共有している文化的・制度的環境」としての「世界」のうちに存在しているのであれば、ソーシャルワーク実践における価値や価値観も、この「世界」が規定している、ということになってくる。つまりソーシャルワークにおいては、ソーシャル

ワーク専門職がクライアントおよびその生活に介入（インターベンション）するという行為をおこなうことによって、彼ら彼女らの行為自体を変えていくのであるが、それら両者の行為を規定しているのは、そもそも、ソーシャルワーク専門職およびクライアントにおける価値および価値観、延いては、それら各々における「世界」であると考えられるのである。

本稿では、高齢者領域のソーシャルワーク実践での具体的な事例の検討を通し、ソーシャルワーク専門職による介入が、クライアントの価値および価値観にどのように影響を及ぼし、さらにはそれによって、彼ら彼女らの行為がどのように変容していくことになるのか、について論じていく。なおその際には、ソーシャルワーク専門職ならびにクライアントが、被投的存在として、「他の人々と共有している文化的・制度的環境」としての「世界」のうちに存在していることをもとに、検討をおこなっていく。

2. システム理論にもとづいたソーシャルワークにおける「介入」の課題

ソーシャルワークにおける「介入」は、これまで、システム理論の見地から論じられてきている。「介入の概念とシステム理論とは極めて親和性が高い」(岩間 2015 : 180)のである。ソーシャルワーク専門職は、「クライアントの生活や人生の流れに合わせながらシステム間の関係を発展させ、次の変化を起こそうとする」(岩間 2015 : 181)のであり、そしてその展開においては、「クライアント自身がその変化を生み出す過程に深く関与するというソーシャルワークの価値が反映」(岩間 2015 : 181)されているとみていくのである。

しかしながら「システム」とは、そもそも、多くのものごとや一連のはたらきを秩序立てた全体的なまとまりを意味する概念であり、したがってシステム理論はたしかに、ソーシャルワークにおける機能（function）の側面について説明するには便利であると考えられはするものの、一方で、その大義（cause）について論じることは困難である。ソーシャルワークにおいてはこれまで歴史的に、「大義と機能の両立の必要性」

(Lee=1975a;1975b)が強調されてきており、そしてそのこと自体は、現在においても変わることがない。さきの「定義」において、「社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理」が明記されているのは、現代のソーシャルワークにおいて機能だけでなく、むしろかえって、大義が必要不可欠であることを端的に表そうとしているからではないだろうか。ソーシャルワークは、どのような時代においても、つねに「大義と機能の結合でなければならない」(Lee=1975b: 113)のである。しかしながらシステム理論は、そもそも、「多くのものごとや一連のはたらきを秩序立てた全体的なまとまり」を意味する「システム」という概念にもとづいており、したがって、そこに大義が入り込む余地が残されているとは、実際のところ考えにくい。現在のところソーシャルワークは、ソーシャルワーク専門職自身が、「社会福祉の価値に基づいた適切な行為の基準を示す」(高良 2015 : 138)「専門職倫理」(高良 2015 : 138)をあらかじめ十分に体得しておき、そしてそれをもとに「システム理論」にもとづいて、よりシステムティックに機能させていくもの、として説明されることになる。「社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理」といった大義をもとにした「専門職倫理」は、あくまで、個々のソーシャルワーク専門職における「心がけ」のレベルに止まってしまっている、と考えられるのである。

またさきに挙げた「定義」においては、ソーシャルワークの目的がクライアントのウェルビーイング、すなわち、彼ら彼女らがよりよい（well）状態にあること（being）を促すことにであると規定していた。しかしながら「システム理論」における「システム」は、あくまで、物-in-している多くの「ものごと」や、それらの「はたらき」を説明し得るに過ぎないのであり、したがってそれにおいては、「世界 = in = 存在」として存在するクライアントのあり方について論じることが原理的にはできない、と考えられるのである。

ソーシャルワークの「介入」については、クライアントやソーシャルワーク専門職が実存としてかつ「世界 = in = 存在」として存在し、さらにはそういった事実をもとに、その大義的側面（「社

会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理」の実現を図るものであるということが、あらかじめ十分に説明できていなければならない。そしてまさにこの点に、システム理論にもとづいたソーシャルワークにおける「介入」の概念の課題がある、と考えられるのである。

3. 行為と価値および価値観、そして「世界」

われわれはつねに、何らかの価値観のなかに投げ込まれている。なおここでいう価値観とは、そもそも、われわれ自身の行為の方向性を定めるもののことであった。たとえば筆者自身がいま、会議室である会議に参加している、とする。このとき筆者がとることのできる行為は、自ずと決まってくる。かりにその会議に、積極的に参加する気がなかったとしても、隣の人と話をしたり、ましてや持参した弁当を食べたりすることは、必然的に制限される。われわれにはたしかに、自身の行為に自由があると思われはするものの、実際にはそれは、当然のことながら、その場にいる人びとと共有する価値観によって制限されるのであり、さらにわれわれには、その価値観に応じた行為をおこなうことが求められてくる。われわれ人間が存在するということは、たとえばペンやノートがただ存在するのとは、本質的に異なっている。つねにすでに、その場において共有されている価値観のもとに存在している、のである。

3-1. 実存について

われわれ現存在（人間）は、実存（Existenz）として、「自分の存在することへ向かって自分に関わらせつつ存在する」（茅野 1968：93）。茅野良男はこのことについて、以下のように述べている（茅野 1968：93）。

現存在は、その事実存在において、たえず自分の存在し能う可能態をめぐって関心をよせています。現存在が存在することは、そのつどそれをめぐって関心がよせられ、それへと向かって関わりがなされます。関心の的となる存在することは、そのつど私のものです。関心の的となっているの

は、この私の存在することです。私のものである存在することは、私にとって最も固有な可能態であります。私の存在の仕方は、私にとって可能な、私の出来るあり方であり、私の実存し能うあり方であります。

このようにわれわれは、つねにすでに自分を自身のあり方に投じているのであり、企投（Entwurf）してしまっているのである。これはペンやノートのように、ただただ物在しているものにはみることができない、われわれ自身における、特異なあり方であると考えられることになる。

3-2. 価値観と「世界」

またさきにも述べたように、われわれは、「世界＝内＝存在」としても存在している。なおここでいう「世界」とは、前述の通り、「他の人々と共有している文化的・制度的環境」として捉えられ得るものである。門脇俊介はこの「世界」について、ある企業に勤務する子育て中の女性社員Wの例を引き合いに、以下のように説明をおこなっている（門脇 2008:56）。

文化Cを生きるWが職場で働いているときことを、想像しよう。彼女は、文化Cにおける女性社員の標準的な生き方に従って、「男性社員にタイミング良くお茶を出す」という行為をするかもしれない。その行為は、「子供の養育者であり男性より劣ったもの」という、彼女が受け入れている自己の存在可能性の了解に方向づけられている。Wがタイミング良くお茶を出したとき、彼女の生きている世界は、男性の上司や同僚、あるいは女性の同僚と共有されている文化的・制度的な環境であって、そこには前理論的に暗黙のうちに伝えられ、受け入れられてきた多くの約束事やふるまいの型というものが存在する。Wがタイミング良くお茶を出すことによって自らの女性らしい生き方に態度をとったとき、Wは同時に、他の人々と共有している文化的・制度的環境としての世界（文化C）に態度をとり、世界を了解しているのである。そして、女性らしくふるまう型を含み、そのような型を人々に受け入れさせるようなある種の強制力を持つ世界なしには、女性ら

しい自己の存在可能性の了解は、そもそも、主観的な想念の空転でしかなくなってしまう。

われわれは、ふだん価値観ということについてあまり意識することがないが、よくよく考えてみるならば、じつはそれが自分たちの行為の方向性を定めており、かつそれを制限しているということが理解できる。そしてその価値観は、まさに「世界」に埋め込まれていると考えられるのであり、またこの「世界」は、ある一定の領域における人びとに共有される「局所的なコンテクスト」（門脇 2008：72）として表現し得ることになる。さきに挙げた W の場合であれば、自身が「子供の養育者であり男性より劣っており、したがって男性に尽くすべき」とであるという価値観が、延いては、彼女自身に、「男性社員にタイミング良くお茶を出す」という行為をおこなわせることになるのであり、そして彼女自身におけるこの一連の行為は、「他の人々と共有している文化的・制度的環境としての世界（文化 C）に態度をとり、世界を理解」することによって可能になると考えられるのである。

3-3. 「母親は子どもに尽くすべきもの」という価値観

毎日新聞（2015 年 8 月 19 日朝刊第 23 面）に、「ママ苦しめる『良母幻想』」という記事が掲載されている。それによれば「母親は子どもに尽くすべきもの」という価値観が、実際には多くの母親たちを苦しめている、というのである。

難関大学を卒業後、専門職として働いてきたある母親は、40 歳になって生まれた子どもについてはかわいいと思う一方で、つねに、育児自体が辛いと思うようになっていた。近所に知人もママ友もおらず、頼りになるのは夫だけである。しかし大手金融会社に勤める夫は、仕事が忙しく、彼女が体調を崩しても、さっさと出勤していく。子どもを抱くのが辛い日も、帰宅は夜中である。また彼女たちが自分の母親（実母）に育児の愚痴をこぼしても、「母親の責任があるから仕方ない」と諭されることになってしまうという。そしてし

たと思うようになっていくことになる。

この母親の苦しみの背景には、彼女と、彼女自身の周囲の人びと（すなわち夫や実母、さらには世間一般）が共有する「母親は子どもに尽くすべきもの」という考え方がある。そして母親にとってこの考え方は、自分がよい母親であるのかそうでないのかを決める基準であり、さらには、自身の存在価値をも決めかねない、脅威となっている。また、「母親は子どもに尽くすべきもの」という価値観が世代を超えて伝達されるとき、たとえば夫が、外で必死に働きつつも家では何もしない父親と、育児を含む家事の一切をこなしている母親を見て育った場合、「無意識のうちに似た家庭をつくろうとしてしまう」（上原 2001：87）ようになる。さらに、姑が自分の息子である夫に気がつかって、妻に対して、「仕事で疲れて帰ってくるんだから、あなたももう少し気を遣ってあげてね」（上原 2001：87）などと忠告してくる場合には、夫婦間において、役割分担がさらに強化されていく。それによって妻は、育児について、「母親は子どもに尽くすべきもの」という価値観に、縛りつけられていく。また世間一般における、いわゆる「3 歳児神話」も、彼女たちを追いつめていくことになる。「一部の学者や評論家たちによって、『3 歳までは母親の手で育てなさい』とか、『子供の能力や人間性は 3 歳までにすべてが決まる』などと言われたり」（上原 2001：97-98）することが、「母親たちにかかってくるプレッシャー」（上原 2001：98）を、より大きなものにしてい

くのである。われわれにはたしかに、自身の行為に自由があると思われはするものの、実際にはそれは必然的に、その場にいる人びととともに共有する価値観によって制限されるのであり、さらにわれわれには、その価値観に応じた行為をおこなうことが求められてくる。子どもの母親であることによって、自分が本当に望んでいるか否かにかかわらず、周囲の人びとと共有する価値観によって、決められた「母親」の役割を担わざるを得なくなるのである。

これらの母親においても、自身や周囲における「家事、育児の担い手は妻、夫は稼ぎ頭」という

価値観によって、「よき母親」としての行為を強いられていっている。彼女たちのこの一連の行為は、彼女らが「他の人々と共有している文化的・制度的環境」としての「世界」に態度を取り、そして、その「世界」を了解することによって可能になっていったと考えられるのである。

4. ソーシャルワークにおける価値観とその介入

ソーシャルワークの対象となるクライアントも、当然のことながらそのように、その場その場で共有されている価値観をもとに存在している、とみていく必要がある。そしてその背景には、彼ら彼女らと、ある一定の領域における人びとによって共有される「局所的なコンテキスト」としての「世界」がある、と考えられるのである。

4-1. ドメスティック・バイオレンスの加害者

ドメスティック・バイオレンス（以下、DVと略す）の加害者である男性の背景には、「男らしさ」についての固定的な価値観があるという。中村正夫は、以下のような加害者のことばについて紹介している。それはすなわち、「負ける男は男でないと育てられ、競争社会に生きてきた多くの男は、負け犬になるのを恐れる。しかし世間の価値で見れば、勝つ者よりも負ける者のほうが圧倒的に多いはず。負けた自分を受け入れられる自尊感情をもたない人は不安にかられることになり、妻や恋人から無能力さを責められたら、不安と恐怖は怒りに転化しても不思議はない。怒りを言葉で表現することを禁止されて育った男は、残された暴力という手段に頼るしかない」（中村 2003：158）というものである。ただし、社会正義や人権といった諸原理を重んじるソーシャルワーク専門職としては、当然のことながら、このような男性による暴力は止めさせなければならない。

ソーシャルワーク専門職がこのような DV の加害者と向き合う際には、必然的に、互いの価値観のせめぎ合いが生じてくる。なおここでいうせめぎ合いとは、すなわち、対立して争うという意味である。さきにも述べたように DV の加害者には、「男らしさ」についての固定的な価値観がみられ

ると考えられるのであり、それは言い換えるならば、彼ら自身がそのような価値観、延いては「局所的なコンテキスト」としての「世界」に投げ込まれている、ということの意味することになる。一方のソーシャルワーク専門職は、社会正義や人権といった原理を重視する価値観、延いては「局所的なコンテキスト」としての「世界」に、同じように投げ込まれている。両者は、互いに異なった価値観をもつ者同士であり、異質な「世界」にある者同士である。したがって、その衝突は避けることができないのである。

4-2. ソーシャルワーク専門職による介入

一方で、ソーシャルワーク専門職とクライアントは、互いの価値観が異なっているということで、永遠に対立したままなのであるか。かりにそのような状態が延々と続いていくのであれば、ソーシャルワーク専門職は自らの職務をはたしているとはいえないのであり、さきの DV の加害者の場合であれば、実際に、暴力をふるうことがないようにしていかなければならない。

ソーシャルワーク専門職はクライアントやその生活に介入（インターベンション）していくが、この「介入」とは、そもそも、関係のない者があいだに割り込むこと、を意味している。それでは、はたして何に介入するのであるか。価値観とはそもそも、複数の人間によって共有されるものであり、かつそれらの人びとのなかに無意識に埋め込まれているものである。具体的にはたとえば、「男は強くなければならない」、「女はやさしくなればならない」、「親は子どもを厳しく躾けるのが当たり前である」、「子どもは親に従わなければならない」、「父親は、一家を経済的に支えなければならない」、「母親は、子どもを健やかに育てあげなければならない」、といったものである。そしてそれらは多くの場合、「すべきである」や「しななければならない」といった文章の形態をとることになる。ソーシャルワーク専門職は、クライアント、およびそのクライアント本人と価値観を共有する複数の人間の間に介入する（割り込む）ことによって、共有されている価値観そのものを変えていこうとする。それはすなわち、「局所的な

コンテキスト」としての「世界」のあり方を変えていこうとする、ということである。「世界」とは、「他の人々と共有している文化的・制度的環境」であり、そもそも、複数の人間とともに分かち合いつつあるものである。したがってクライアント、およびそのクライアント本人と価値観を共有する複数の人間の間に「他者」が介入するならば、とりわけ、社会正義や人権といった価値を重んじるソーシャルワーク専門職がそこに割り込むならば、それまで彼らや彼女らが共有してきた「世界」が変容していく可能性がひらけてくる。なぜなら、これまで「局所的なコンテキスト」としての「世界」を共有してきたメンバーの構成自体が変わるならば、その内容も、変わらざるを得なくなると考えられるからである。そしてその「世界」の変容が、必然的に、「価値観」そのものを変えていくようになるのである。

4-3. 価値観の変容

価値観はそもそも、固定的なものであるとはかならずしもいえないのであり、あくまで、複数の人間によって無意識のうちに共有されているものである。したがってそれ自体は、つねに、変更される可能性がある。ソーシャルワーク専門職の介入は、それを、社会正義や人権といった理念により合致したものにしていくために行われるのであり、そしてその点において介入という、関係のない者があいだに割り込む、といった行為が正当化されることになっていく。さきに挙げたDVの加害者の場合には、ソーシャルワーク専門職の介入によって、自分自身のなかにある「男らしさ」についての固定的な価値観が、社会正義や人権といった理念により合致したものに変容していった場合、その行為は暴力的なものでなくなると考えられるのであり、かりにそのように変更していかなかった場合には、そのまま暴力的でありつづけると考えられることになる。価値観そのものが変わらない限り、その行為自体が変わることはないのである。

中村がことばを紹介していた前述の加害者であるが、自己分析の結果、自分の「背景には、コンプレックスと怒りがある」（中村 2003：103）こ

とが分かるようになり、これまで勉強ができないことに劣等感を抱えてきた、ということに気づいていった。そして「だめなのは自分ではなく、世の中の仕組みのほう。だめなその仕組みによってしんどい思いをさせられているのが自分だと思うようになり」（中村 2003：103）、その結果、暴力を振るわなくても済むようになっていった。そしてそもそも、彼がそのように変わることができたのは、「人との出会い」（中村 2003：106）であったという。自身のもともとの価値観に、他者が介入することによって、それ自体のあり方が変容していったと考えられるのである。

ソーシャルワークにおいては、クライアントの価値観やソーシャルワーク専門職の価値観、さらにはそれらの背景にある「局所的なコンテキスト」としての「世界」のあり方が、ポイントとなってくる。ソーシャルワーク専門職は、クライアントやその生活に介入することによって、彼らおよび彼女らがウェルビーイングの状態にあるようになることを促していくのであり、そしてその際には、社会正義や人権といった「価値」を指標にしていくことになるのである。

5. 具体的事例の提示

以降においてはこれまで述べてきた内容について、事例を通して、検討をおこなっていく。まずここで、具体的な事例を提示する。以下は、ある特別養護老人ホームに入居している認知症高齢者の事例である。なおこの事例を引用するにあたっては、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針における「第2 指針内容」の「B 事例検討」にもとづき、対象者（当事者）を特定できないように匿名化したうえで、さらに内容の加工をおこなっている。また家族からも、この事例を引用することについて、前もって文書で承諾を得ている。

5-1. 特別養護老人ホームへの入居

A さん（女性・90 歳代）はいまから 10 年前に、特別養護老人ホーム B に入居した当時、記憶力の低下が顕著であったものの、ADL はほぼ自立、

健脚であり、一人で自宅に戻ることができる状態にあった。家族側と施設側の間の取り決めとして、一人で好きな時に自宅に戻り、そしてその場合には夜間帯になる前に、施設から迎えに行くという形態で、施設を活用するものとしていた。

Aさんは入居後しばらくして、数ヶ月に一度、他入居者に対する「施設での集団生活になじまない行為」がみられるようになる。他の認知症の方との会話が了解できないと、いらだつようになっていく。つねに大声を出す方や、第三者からみた場合に意味の分かりにくい繰り返しの行為がある方、助けを呼ぶ方に対して、「どうしたの」と親切に近寄っていくものの、双方ともに認知症の症状があるため、「自分に理解できない」、「了解不能な状態になるといらだつ」、「他の利用者に不適切なことを投げかける」「かんしゃくをともなった過度な干渉」などの行為がみられるようになっていった。施設側からは家族に対して、当施設では、Aさん本人の行為をつねに見守っていることは困難であり、他入居者の安全のためにも、また本人の生活の質を確保するためにも、活動性の高い認知症高齢者への対応が可能なグループホームなど、他サービスに切り換えていってはどうかと話を進めていった。一方で家族側は、グループホームへの移転を検討してはみるが、施設のほうでも特別養護老人ホームのサービスの範囲内で、認知症のケアの内容で、さらに工夫できることがあるのではないかと、という意見であった。なお現在において、この間のAさんの生活を振り返ってみるならば、昼間は施設ではなく、夫のいる慣れ親しんだ自宅で過ごすことで、フラストレーションが解消され、「施設での集団生活になじまない行為」もある程度で済んでいたのかもしれない、とも考えられることになる。

2年ほど経過すると、Aさんが自宅に戻った際に夫に対しても、また、かならずしも適切ではない行為をおこなうようになっていく。一方でこの頃から、道に迷うようになり、一人で自宅に行くことが難しくなってくる。そのため近隣に住んでいる長女が、自家用車でAさんを自宅に送るようになる。また施設側としては、Aさんのグループホーム等への移転の検討を進めながらも、家族

に対して、毎日の自宅からの「迎え」はできない旨を伝えていった。

家族側は兄弟姉妹が協力して、交代で毎日施設を訪れ、夫のいる自宅へ送り迎えを支援するようになった。一方で、夫がAさんから、かならずしも適切とはいえない行為を受けるようになったため、家族は施設側に対して、「もう本人を自宅に帰宅させてほしくない」と訴えるようになる。そして家族は、本人と自宅以外の場所で過ごすなどの対応をおこなっていくことになった。また家族が迎えにくるまでの間、Aさん本人がエレベーターで施設の居住階から降りてきて外出しようとするため、玄関近くの事務所に所属する職員がAさんと呼び止め、生活相談員が応対し家族が迎えにくるまで一緒に待つ、ということが多くなっていった。結果として事務所で、職員が1対1の関係で本人と向き合う機会が増えていくことになった。認知症への一定の理解と配慮が得られる事務所のなかでは、当然であるがAさんによる他者への「過度な干渉や不適切な行為」はみられなかった。

施設側にも、Aさんの支援のためのサービスの向上を図っていこうとするケアの方向性が、しだいに芽生えていくことになっていった。まず職員が取り組んだのは、具体的には、季節ごとに下絵を選ぶ塗り絵や、雑誌や新聞を取り寄せ、それらを実際におこなってもらうことによって本人との信頼関係を深めていく、などといったことである。あわせて、交代で施設を訪れる家族と施設職員との関係性の構築も、情報交換とともに深めていくことになった。さらに、事務員も含めスタッフ総出で、対応をおこなっていくことになった。また施設側は、当時新たに開設されることになった認知症対応型のデイサービスセンターの環境を活用していくことも、選択肢の一つとして考えていくようになっていった。そしてAさんの施設内ケアプランにおいても、「事務所内において過ごしてもらう」ことを明記していったこともあった。

5-2. 施設側の具体的対応

Aさんが施設内の事務所を訪ねてきた場合には、まず、そのとき手を空けることのできる事務

員を含めた所属職員が数分間濃密に対応し、その後の30分間は一人で作業してもらうという方針で、塗り絵や家族への手紙の執筆、読書、新聞雑誌を読んでもらったりした。ただしそれらをおこなっていくことが、本人にとってストレスになっていると思われる場合には、近隣にある商店街を含む施設の周辺を、散歩するようにしていった。また特別養護老人ホームと同じビル内にある一般型のデイサービスセンターの利用者への挨拶も、職員とともに自発的におこなっていった。この事務所での一連の活動は、施設の職員との人間関係を深めるとともに、Aさん本人の家族への想いや郷里に対する望郷の想い、亡き両親への感謝の気持ちなどが表出された時期でもあった。なおこれらの内容については、本人の活動によって、文章になったり、絵になったり、歌で表現されたりしていた。さらに、本人の外出のために訪問される家族に、この事務所内での営みや成果を伝達することも職員の重要な役割となっていた。寒さが厳しい日や雨天時など悪天候の際には、外出が困難であり、家族と施設で過ごしてもらうこともあった。また事務所では、仕事をする職員に対して気を遣ったり、何か面白いことがあるとともに喜び、さらには、職員が困った顔をしていると心配したりといったように、Aさん本来の「自分らしさ」を発揮する、豊かな瞬間が訪れることがみられるようになっていった。

5-3. 本人の生活状況とその対応の変更の必要性

2年間ほどこのような状態を維持していたが、この間に、自宅で一人暮らしをしていた夫が入院し、そしてその後、亡くなることになった。したがってAさん自身の外出先としては、夫不在の自宅は、かならずしも、適したものであるとはいえなくなっていた。

また認知症対応型のデイサービスセンターの利用については、家族とともに何度か試みたものの、施設から外に出たいという気持ちと、他の自分の自宅から通所してくる利用者との「リズム」がかみ合わないなどといった理由から、適切に活用できない状態にあった。しかしながら、このデイサービスセンターで実践されている利用者本人の「生

活感」を重視する環境整備と「普段着」でのケアの方法が、Aさんの入居する特別養護老人ホームに拡大されていくことによって、Aさん自身に大きな変化が起きることになっていった。

5-4. ソーシャルワークの介入の概念を基盤にした施設側の対応

認知症対応型のデイサービスセンターが設置される以前から、施設全体として、「利用者自身に寄り添うケア」の実践を目標に、一括的な日課方式のサービスの提供ではなく、むしろ一人ひとりの生活リズムの尊重と、多様なニーズに対応し得る柔軟なサービスへの転換を目標に取り組んできていたものの、従来の「4人部屋」形式の居室など物理的な制約もあって、環境整備とサービスのソフトの両面において、なかなかこの目標を達成することができていなかった。しかしながら、以降においては、そのケアのあり方自体が大きく変更することになっていった。そしてそのきっかけとなったのは、認知症対応型のデイサービスセンターの立ち上げを担うために出向していたCが、特別養護老人ホームの職員として復帰したことにある。Cは施設の介護職員として復帰したのであったが、まずはフロア主任として、のちに介護職の総括主任として、施設全体のケアの方向性を具体的に位置づける役割を担っていくことになった。そして、ソーシャルワーク専門職である特別養護老人ホームの管理責任者D（Aさんの入居から約2年後に着任）のバックアップを受けて、Cはソーシャルワークの介入の概念にもとづき、特別養護老人ホームのフロアにおけるサービスの転換を、強力に進めていくことになっていった。

Cはもともと、認知症対応型のデイサービスセンターを立ち上げる際に、Dがソーシャルワーク専門職として構想した「自宅と限りなく近い環境でのケア」というコンセプトをもとに、自らの仕事を展開していったのであった。そして特別養護老人ホームに復帰してからも、Dとともに、このコンセプトを施設づくりに活かそうとしていった。Cは主任として職場の介護職員間に、このコンセプトを浸透させていった。現場の介護職員は、チームとして、「ユニフォームではなく、実際に

普段着でケアをする、自分の家で飾ってもよいと思う装飾しかしない、一人ひとりの経歴や文化、そして価値観を尊重したケアをおこなう」といった方針を掲げ、さらにチームメンバーの協力のもと、近隣の住居で不要になった家具を譲り受け、施設内の居室や共有スペースにそれらを配置し、「物理的な環境」を変えていった。居室入口のれんを掲げ、廊下の棚にカーテンを取りつける、また4人部屋では隣の入居者との空間を仕切る家具調の「ついたて」を設置するなどして、設備上は旧来の施設ながらも、少しずつ、「自宅らしさ」を加えていったのである。

そして、入居者自身のこれまでの生活歴や家族関係の情報をもとに、彼ら彼女ら一人ひとりがいま何を感じ、さらに何を欲しているのかを考えつつ、あくまで本人に寄り添いながらケアを展開していこうとする姿勢が、介護職員間にしっかりと根づいていくことになった。このことには、C自身の認知症対応型のデイサービスセンターでの具体的な経験が、大きな影響を及ぼしている。認知症対応型のデイサービスセンターでは、利用者は、それぞれ自宅からそこへと通い、夕方にはそれぞれ帰宅していくものの、一方でそれぞれの家庭では、利用者自身の認知症による「激しい症状」が家族を、極限まで疲弊させていた。このデイサービスセンターでは、その当人を歓迎して迎え入れ、かつ家族関係も生活習慣も異なる他の利用者となじみの関係を構築させていった。そして、そのような状況下において仕事を展開してきたCの具体的な経験が、特別養護老人ホームの介護職員にも影響を与えることになり、結果として、以前においては展開することができなかった施設サービスの抜本的な変革を、可能にしていったと考えられるのである。

Aさん自身は、このような新たな環境において、以前のようにいらだったり、外出を訴えたりすることが少なくなっていく、さらに新たに設置された施設内のソファで、顔なじみの入居者と一緒に時間を過ごすようになり、そしてその結果として、エレベーターを使って事務所にくることも少なくなっていく。利用者同士の関係性は、より深まっていき、さらに介護職員とのコミュ

ニケーションも豊かになっていった。Aさんは最初、音楽が好きな物静かな女性に親しみを寄せていたが、しだいに周囲に気配りを絶やさない面倒見のよい男性に、さらには猫が好きで、電動のおもちゃの猫を可愛がる女性に親しむようになっていったというように、一緒に過ごすパートナーは移り変わっていった。やがて面会にくる家族とも、施設のフロアで一緒に、より長い時間過ごすようになっていった。

Aさんはその後の数年の間に、骨折や腎機能低下などの理由で、入退院を繰り返すことになっていった。入院のたびにADLは低下していき、あるときは認知症の症状が急速に悪化していくこともあった。病院から退院し施設に戻ってからというもの、しだいに食欲を取り戻し、低下した状態がある程度のところまで改善したこともあった。やがて、さらなる認知症の進行とともに、心身の活動性も低下していき、ADL低下が顕著になっていった。一方で職員と家族の間には、すでに、信頼関係とパートナーシップが構築されており、ケアのあり方の細かいところまでコンセンサスが得られている状況にあった。Aさんは現在のところ、リクライニングつきの車椅子上で生活を送っており、たしかに全面的な介助が必要になってはいるものの、家族が交代で施設を訪れ、昼食の介助をおこなうことが継続しておこなわれつつある。

6. 事例検討—ソーシャルワークにおける介入の概念とクライアントの行為の変容—

この事例においては、もちろん、Aさん自身のウェルビーイングの追求が目的となっているが、本人の「施設になじまない行為」が変容したきっかけは、生活相談員や事務所のスタッフによる一対一のかかわりや家族との緊密な連携をもとに、施設の職員として復帰したCによる経験にもとづいた、介護職員による介入であった。そのCと職員がまずおこなったのは、施設における「物理的な環境」を変えるということであった。「近隣の住居で不要になった家具を譲り受け、施設内の居室や共有スペースにそれらを配置」したので

あるが、それは人間が、「他の人々と共有している文化的・制度的環境」としての「世界」のうちにあり、さらにその「世界」に態度をとり、そしてそれを了解することによって、自らの行為のあり方を方向づけていくという企投的な存在であることからみれば、適切なものであったと考えられる。

家具は、通常においては、特別養護老人ホームのような施設には置いていないのであり、あくまで「自宅にあるもの」として位置づけられ得る。つまり、施設に家具を置くというCや他の施設職員の行為は、施設を自宅として捉えていこうという意思にもとづいているのであり、そしてその意思自体は、施設職員が共有している「世界」すなわち「局所的なコンテキスト」の構成メンバーに、Cが入ったことによって生じたものである。Cは、自らの認知症対応型のデイサービスセンターでの具体的な経験をもとに、それまでの施設にはなかった、認知症の利用者へのケアに自宅の要素を取り入れることの価値を、施設職員の「世界」に持ち込んだのである。それによってあくまで、自分が自宅で過ごすことを重視するAさんの価値観と施設側のそのせめぎ合いが緩和していくことになり、そしてそれこそがまさに、彼女自身の「穏やかな行為」の下地になっていったと考えられるのである。Cはまず、利用者であるAさんや彼女を取り巻く人びとの間に介入したのではなく、施設職員の間に介入していったのである。

もちろんCは、かならずしもソーシャルワーク専門職というわけではないのであり、あくまで、介護現場におけるケアの責任者であるフロア主任、もしくは総括主任であった。しかしながら、Cの仕事の根底にあったそもそものコンセプト、すなわち「自宅と限りなく近い環境でのケア」を実現しようとすることは、そもそも、ソーシャルワーク専門職である管理責任者Dによるものであった。そしてこのコンセプトは、それまでの施設における従来のケアのあり方を一新することになったのであり、C自身が、ソーシャルワークにおける「介入（インターベンション）」の理念を、実際に具現化していったと考えられるのである²⁾。

このCによる介入は、サービスの提供者であ

る施設職員一人ひとりに対して、入居者自身が「いま何を感じ、さらに何を欲しているのかを考えたつ、あくまで本人に寄り添いながらケアを展開していこう」とする姿勢を根づかせていった。たしかにこの施設では、以前から「利用者自身に寄り添うケア」の実践を目標にしてきており、一人ひとりの生活リズムの尊重と多様なニーズに対応し得るサービスへの転換に取り組んできてはいたものの、物理的な制約もあって、なかなか目標を達成することができなかった。しかしながら、Cが先に述べたような思い切った対応（介入）をおこなうことによって、換言するならば、施設職員間における「局所的なコンテキスト」としての「世界」を大幅に組み替えることによって、まさに、そこにおける「価値観」そのものを大きく変えていったのである。

Cによる介入は職員間に大きな影響を与えたと同時に、結果的に、Aさん自身の行為をも変えていくことになった。Cをはじめとして、職員一人ひとりが徹底的に入居者サイドに立った対応をおこなうことによって、Aさん自身の価値観をも変更していくことになったのである。施設側が旧来のケアの枠組みを堅持しつつあるときは、彼女自身にはたしかに、かならずしも以前のような「施設になじまない行為」はみられなくなってはいたものの、一方でCによる介入後は、以前のようにいらいだつことが少なくなり、外出を訴えることも少なくなっていき、さらには他の入居者とともに時間を過ごすようになっていく。つまりAさんのそもそもの価値観からするならば、本来ならば、自分は自宅で過ごすべきであると思っはいるものの、先に述べたような職員による一連の努力によって施設自体がより自宅化したこともあり、「施設はかならずしも自宅ではないが、職員の立場も考慮して、施設自体が自宅により近い環境を維持するならば、自分はここで生活を送ってもよい」と思うようになった、と考えられるのである。つまり、Aさんおよび施設職員が共有する「局所的なコンテキスト」としての「世界」に変容が生じ、それによって、それら両者における価値観のせめぎ合いが緩和されていったのである。

またこれまでのAさんのケアは、CやD、そ

して介護職員だけでなく、その家族による理解と支持的な行為があったからこそ可能になったといえる。Aさんにとっての施設環境の自宅化は、家具などの「物理的な環境」だけでなく、実際に、その家族が施設を頻繁に訪れることによって具体化したものである。CやD、さらに他の施設職員だけでなく、当事者であるAさんやその家族が、より自宅に近い環境において入居者が生活することに価値を置く「局所的なコンテキスト」を共有していることが、Aさん自身におけるウェルビーイングの追求を可能にしたのである。

なおこれまで述べてきたことは、Aさんをはじめとして、すべての人びとが「局所的なコンテキスト」、すなわち「他の人々と共有している文化的・制度的環境」としての「世界」のうちにあり、さらにその「世界」に態度をとり、そしてそれを了解することによって、自らの行為のあり方を方向づけていく「世界＝内＝存在」として存在している、という前提にもとづいている。かりにこの事例をシステム論的に理解していくのであれば、互いに要素同士であるAさんおよびその家族と施設Bの接点に、3つめの要素としてのソーシャルワークの専門性を有するCが介入することによって、Aさんおよびその家族とBの「適合（adaptation）」を促進したということになるのであろう。しかしながら実際には、このように過度に単純化してしまったのでは表現することのできない、それら3者をめぐる価値観の変容、延いては「局所的なコンテキスト」としての「世界」の組み替えが、あくまで、ダイナミックに生じていたと考えられるのである。

7. おわりに

先に挙げた事例においては、介入自体がかならずしもソーシャルワーク専門職によっておこなわれたわけではないが、そもそもは、ソーシャルワーク専門職であるDによる「コンセプト」を施設の介護責任者が具現化しているものであり、ソーシャルワークの理念を施設全体に浸透させていったとみていく必要がある。これまでソーシャルワークは、個人としてのソーシャルワーク専門

職が展開する専門的プロセスとして捉えられてきた感が強いが、今回事例として取り上げたような特別養護老人ホームでは、それは、職員や家族とのチームワークによって実現されていくものとしてみていったほうが、より現実に近い。このような意味ではソーシャルワーク自体が、個別の援助技術というよりは、むしろ「組織」や、さらにはその「経営」という観点から捉えていくことが求められている、ともいえるであろう。

われわれ人間は、実存としてかつ「世界＝内＝存在」として存在しているのであり、被投的存在として、「他の人々と共有している文化的・制度的環境」としての「世界」に投げ込まれている。そしてこの「世界」は、「局所的なコンテキスト」とも表現され得るものである。さらにこの「局所的なコンテキスト」には、すでに、さまざまな価値観が埋め込まれている。したがってソーシャルワーク専門職にはまず、クライアントの「世界」における価値観をあえて掘り起し、そしてそれらが社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理といった、ソーシャルワークの価値に準拠したものであるか、確認していく作業が求められるのである。それはつまり、クライアントにおける「価値観の分析（analysis of values）」が必要になってくる、ということの意味している。もちろんこの「局所的なコンテキスト」としての「世界」には、すでに、多種多様な価値観が埋め込まれているのであり、場合によっては、互いに矛盾した内容をもつもの同士が含まれている場合もある。その際には、ソーシャルワーク専門職が介入することによって、ソーシャルワークの価値に適合した価値観により重きが置かれるよう、「局所的なコンテキスト」としての「世界」のあり方そのものを変えていく必要がある、と考えられるのである。ただしその際には、当然のことながら、それがクライアント自身のウェルビーイングに合致したものであることを、つねに確認していくことが求められてくる。

もちろん、ソーシャルワーク専門職をはじめとするクライアントに支援を提供する側は、かならずしも本人というわけではないので、その当人にとって何がウェルビーイングであるのかについて

は類推するしかない、というのが実際である。それはつまり、自分にとってよりよい状態が、すなわち、彼ら彼女らにとってもよい（はずだ）、とみていく他ないということである。したがって援助を提供する側が、自らが実存として存在し、さらに、その実存としてのあり方をベースにそもそもどのようにあることが、はたして自らにとってよりよい状態なのかについて、つねに思索（試作）しつづけることが求められてくる。援助者自身がまず自由でなければ、そもそも、援助を受ける側が自由であり続けることは難しい、と考えられるのである。

注

- 1) 長年にわたってソーシャルワークの教育や実践の指導的立場を担ってきた S. C. Kohs は、「徹底して科学的な人間観は、与えられた一定の条件の許で個人的か集団的、何れかの方法で人間を操作することについて、条件付きの知識を提供するにすぎない」（Kohs = 1970 : 69）と述べており、哲学、とりわけ「存在するもの（being）」の性質に関心を持つ形而上学（metaphysics）の重要性について記してはいるものの、その具体的な活用の仕方については、かならずしも十分に論じているとはいえない。
- 2) なお C はソーシャルワーク専門職である D から、ソーシャルワークの基礎概念やコミュニケーション技法などについて、数年間にわたって実際に指導を受けている。

引用文献

- 岩間伸之（2015）「総合的かつ包括的な相談援助を支える理論」社会福祉士養成講座編集委員会（編）『相談援助の基盤と専門職（第3版）』中央法規、pp.175-187.
- 門脇俊介（2008）『「存在と時間」の哲学Ⅰ』産業図書.
- 茅野良男（1968）『実存主義入門—新しい生き方を求めて—』講談社.
- 高良麻子（2015）「専門職倫理と倫理的ジレンマ」社会福祉士養成講座編集委員会（編）『相談援助の基盤と専門職（第3版）』中央法規、pp.137-158.
- Kohs, S. C. (1970) *The Roots of Social Work*, National

Board of Young Men's Christian Associations, Association Press, (= 1989, 小島蓉子・岡田藤太郎訳『ソーシャルワークの根源—実践と価値のルーツを求めて—』誠信書房.)

Lee, P. (1929) "Social work as cause and function", *The National Conference of Social Work* (= 1975a, 岡田藤太郎訳『「大義」および『機能』としてのソーシャルワーク (1)』ソーシャルワーク研究所（編）『ソーシャルワーク研究』1(1), 相川書房, pp. 52-55.) (= 1975b, 岡田藤太郎訳『「大義」および『機能』としてのソーシャルワーク (2)』ソーシャルワーク研究所（編）『ソーシャルワーク研究』1(2), 相川書房, pp. 111-114.)

毎日新聞（2015）「ママ苦しめる『良母幻想』」2015年8月19日朝刊第23面.

中村正夫（2003）『男たちの脱暴力—DV 克服プログラムの現場から—』朝日新聞社.

多賀 茂（2008）『アイデアと制度—ヨーロッパの知について—』名古屋大学出版会.

寺邑昭信（1980）「現存在の予備的な基礎的分析（その2）」渡辺二郎（編）『ハイデガー「存在と時間」入門』有斐閣, pp.95-150.

上原章江（2001）『マザー・ストレス—産んで得るもの、失うもの—』青春出版社.

（2015.9.28 受稿, 2015.10.15 受理）